

くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領

水産庁資源管理部長通知

制定 平成 31 年 3 月 25 日付け 30 水管第 2795 号

修正 平成 31 年 4 月 9 日付け 30 水管第 2795 号-1

一部改正 令和元年 11 月 27 日付け元水管第 1554 号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号。以下「資源管理法」という。）第 3 条に基づき策定する「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める『くろまぐろ』について」に規定するくろまぐろの配分量の融通については、本要領に定めるところによる。

第 1 経緯

資源管理法に基づく漁獲量管理においては、漁獲可能量を都道府県別及び指定漁業等の種類（以下「大臣管理漁業」という。）別に配分し、各都道府県及び大臣管理漁業はその配分量を遵守することを基本としている。

クロマグロの数量配分の対象となる管理区分は、2015 年当初の全国 6 ブロックでの開始以降、漁獲上限超過の問題に対処するために、徐々に細かくしてきた経緯があり、これによって第 3 管理期間及び第 4 管理期間においては上限超過を防ぐことができた。

しかしながら、クロマグロの配分量は過去の漁獲実績の平均をベースとして決定される一方で、各地域への実際の来遊状況は毎年大きく変動する。このため、管理区分が細分化されるに従って、管理区分ごとの配分量と来遊量との乖離から、配分量に過不足が生じがちになるという新たな課題への取組が重要となってきている。

このため、水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会は「第 5 管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」において、漁獲枠を融通するルールづくりを目指す必要があると指摘した。

これを受け、都道府県間、大臣管理漁業間及び都道府県と大臣管理漁業の間の配分量の間の融通に関するルールを整備し、各都道府県内における漁業種類間、海域間等を含めた配分量の融通を促進することにより、漁獲可能量の有効活用を図ることとする。

第 2 用語の定義

本要領における用語の定義は、以下のとおりとする。この他の用語の用法については、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（以下「国基本計画」という。）に準ずるものとする。

（1）融通

①都道府県間、②大臣管理漁業間、③都道府県と大臣管理漁業の間、④今管理期間と翌管理期間の間のいずれかの配分量の移動をいう。

このうち、配分量を譲り渡すことを「融通を行う」、配分量を譲り受けることを「融通

を受ける」という。

(2) 交換

融通のうち、配分量を相互に移動するものをいう。

(3) 譲渡

融通のうち、配分量を交換せずに譲り渡すものをいう。

第3 融通の基本的原則

- (1) 配分量の融通は、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、円滑な漁獲管理と漁獲可能量の有効利用を促す取組である。
- (2) 融通を行う者及び受ける者双方の合意を前提とし、等量交換、不等量交換、譲渡のいずれも許容する。
- (3) 融通の形態については、①小型魚（30キログラム未満）と大型魚（30キログラム以上）の交換、②今管理期間と翌管理期間の間の交換、③譲渡のいずれかにより行う。
- (4) 融通の上限値を規定し、融通後の数量の順守義務を明示する。
- (5) 他の都道府県等に融通を行うことで配分量が減少した後、突発的な来遊により配分量を超過するリスクが生じた場合は、国の留保を放出して対応する。

第4 融通の上限値

配分量の融通を行うことができる数量は、「各管理期間における配分量から当該管理期間における漁獲量を差し引いた数量」を上限とする。交換による融通を受ける場合には、交換対価として相手方に譲り渡す量が「各管理期間における配分量から当該管理期間における漁獲量を差し引いた数量」の範囲内である必要がある。

特に、第3の（3）の②の今管理期間と翌管理期間の間の交換により融通を受けた側は、翌管理期間に一括で融通を行った側に数量を渡すこととなるため、この形態により融通を受けることが可能な数量は、翌管理期間の当初に配分が見込まれる数量を上限とする。また、いずれの場合であっても、融通後の数量は遵守しなければならない。

第5 都道府県間の配分量の融通の手続き

都道府県間の配分量の融通は、以下の手続きにより行うこととする。

(1) 融通の要望調査

水産庁は、各管理期間に係る配分量の要望について、管理期間開始前に1回（2月）、管理期間開始後に2回（9月（漁期の半期終了時）及び1月（年末終了時））の計3回程度、各都道府県に対して要望の調査を行う。

都道府県は、配分量の融通を希望する場合又は配分量の融通に対応可能な場合には、水産庁に申し出を行う。

(2) 配分量の融通の要望内容の通知

水産庁は、（1）に基づき提出のあった内容につき取りまとめ、速やかに、配分量の融通を希望する又は配分量の融通に対応可能な都道府県に対して情報提供を行う。

配分量の融通は、原則として都道府県間で協議を行うものとするが、都道府県は必要に応じて水産庁に対して協議の仲介を求めるものとする。

(3) 配分量の融通が整った場合の届出

配分量の融通の協議が整った場合には、融通を行う都道府県及び融通を受ける都道府県は、水産庁に対して届け出る。

(4) 国基本計画及び都道府県基本計画における配分量の記載の変更

水産庁は、(3)の届け出があった場合には、速やかにその内容をホームページで公表し、これにより国基本計画における各都道府県の配分量の記載を変更するものとする。

(3)の届け出を行った都道府県は、上記公表の後、遅滞なく、当該都道府県における資源管理法第4条の都道府県の計画（以下「都道府県基本計画」という。）に記載されている配分量の記載の変更に必要な手続きを行う。

(5) 要望調査及び結果通知に基づかない融通

都道府県は、(1)及び(2)の規定の手続きに関わらず、都道府県間で協議が整った場合は、随時(3)及び(4)の手続きにより融通ができる。

(6) その他

- ① 各管理期間における配分量の融通は、各管理期間終了の1月前までに(3)の届出を行わなければならない。
- ② 第4管理期間まで取り組んできた漁船漁業等の広域管理は、第5管理期間以降においては融通により行うこととする。

第6 大臣管理漁業間の配分量の融通の手続き

大臣管理漁業間の配分量の融通については、当該大臣管理漁業の配分量を管理する団体間での協議により行うものとし、融通に関する協議が整った場合には、水産庁は、当該内容をホームページで公表し、これにより国基本計画における当該大臣管理漁業別の配分量の記載を変更するものとする。

第7 都道府県と大臣管理漁業の間の配分量の融通の手続き

都道府県と大臣管理漁業との間の配分量の融通については、第5の(1)の要望調査後に都道府県間で協議が整わない場合であって、都道府県から要請があった場合、都道府県の配分量と大臣管理漁業の配分量との間の融通の協議を水産庁が仲介して行うこととする。

都道府県と大臣管理漁業との間の配分量の融通に関する協議が調った場合には、水産庁及び当該都道府県は、第5の(4)及び第6と同様の手続きを取ることとする。

なお、当該協議は、大臣管理漁業の漁獲状況等を踏まえて行うため、都道府県からの要請に応じることができない場合もある。この場合において、我が国漁業者の漁獲の状況、当該管理期間において融通を行おうとする時期その他必要な事項を勘案し、国が留保する数量と都道府

県等の配分量との間で数量の交換を行うこととする。

第8 融通をした側が配分量を超過した場合の救済措置

融通を行って配分量が減少した場合であっても、融通後の配分量を遵守することが基本である。しかし、融通を行った都道府県等が、融通を行った対象の数量管理に関し、突発的な来遊により網に魚が入るなどやむを得ない漁獲があり、融通後の配分量を超過した場合は、他の都道府県等へ融通を行った数量を上限に、国の留保の数量を考慮した上で当該超過が発生した都道府県等に国の留保から融通を行うこととする。

第9 配分量の融通を行った場合の資源管理法の適用について

（1）融通後の数量が決定されるまでの資源管理法の適用について

配分量の融通を行う場合、融通の協議が調った場合であっても、資源管理法第8条に基づく採捕数量の公表、第9条に基づく助言、指導又は勧告及び第10条に基づく採捕停止命令については、国基本計画及び都道府県基本計画における配分量の記載が変更されるまでの間は、融通前の配分量に基づいて行うことを原則とする。

（2）翌管理年度以降における基礎的な配分量について

配分量の融通があった場合における、翌管理年度の当初配分量のうち基礎的な配分の数量は、融通に係る数量を考慮したものとせず、従前の基礎的な配分の考え方従うものとする。

第10 その他

本要領は、融通の実施状況を踏まえ、都道府県及び関係団体と協議して必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この通知は、平成31年3月25日から施行する。